備考：　は数値空中写真（正射画像）の撮影範囲を示す

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第５２４５号
大阪市鶴見区茨田大宮２丁目２番２号102
債務者　岸田　智浩
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角谷洋一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９６号
大阪市都島区都島南通２丁目１番１―204号
債務者　泉　　佳樹
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鮎川　卓史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６号
兵庫県たつの市揖保川町山津屋171番地１
Ｖｉｌｌａ　やまっちゃ　206号
債務者　浜田　直人
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　順平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第７３１号
大阪府守口市寺内町２丁目７番６―201号、前住所大阪府門真市五月田町38番28号
債務者　貫名真由美
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹薮　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１８号
北海道北広島市大曲柏葉５丁目１番地20
債務者　鈴木　大輔
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　尚幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９９２号
愛知県東海市荒尾町下平子１番地11、従前の住所愛知県知多郡武豊町大字冨貴字新薄里216番地　サンフォレストⅡ102号
債務者　山下　大輔
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　友梨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８号
鹿児島県鹿児島市谷山中央７丁目７番３号
債務者　勝　由美子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　周平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１７号
盛岡市黒川８地割24番地５、旧住所岩手県紫波郡紫波町高水寺字古屋敷111番地11
債務者　藤村　尚子（旧姓中里）
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川博一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部